## 平成26年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	5											<u> F</u>	<u> </u>	庁 名	璟	5 境省			
対象	税目	個人	人住民税	法人	.住民税	事業	純	不動產	<b>E取得税</b>	固定	資産税	事業	所税	その他	自(自	動車取得	导税、	自動車	税)
要項		車係	本課税の	グリー	-ン化														
要 概	要)	地簡のて定の動い公	車方素ま去「内氐き車ニ書も 一体を化た律自な減らのの対含課通、「」動財にに割た策めが負されば負れば重調が、合めの総	た関連をは、1年間では、1年間には、1年には、1年には、1年間には、1年には、1年には、1年には、1年には、1年には、1年には、1年には、1年	車発章 H税 Rと再削率 B税減の年及しめ興か税機が、安ほびしが戦うに、	Dが定撃自上施略7つでは対策動で策別割の汚り一源68車、を(にい染	方ンの号重地い平すて者の化確)量方う成るよ負	見を保(税財。25 現に直図等以にはの年を行いているの年を行い	を観図社で記録6目車のる行か務会に應か関連の	、ら制保は、し、議掲果健安、の障国つ見定での被康ので見ている。	的にな税び、直)いが害なして、人間ではないではいいではいいではいいでは、したのは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	源を改する化テいでは、行いでは、では、では、では、では、できない。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	確保にようじ負と 2030 よるびよう よるび よるび よるび よるび まるび よい まんしょう よい まんしょう はい こうかい こうかい こうかい こうかい こうかい しゅう	た上されの) 連邦 ( たまれの ) にます ( でます) がまます ( でます) がった ( できまり) かいしょう ( できま	、 て 消第7 が 。 が 。 新 十	方財政( る。 税条 f J J リー 車	こも 可算見と こ え、ま で で こう	記慮して では いで いた で いた で の の な り が り か り か り の り の り の り の り の り の り の り の	つ っ っ っ る お い 負 代 化 ・ し に 、 し に の に 。 に る に る に る に 。 。 に 。 。 。 。 に 。
関係	条文		_																
																			<u>ر</u>
減 見道	収		初年度] 改正増洞	似額]		(	_		)	[平年		_	(	_	)	<u>i</u> )	単位:	百万円	<u>ر</u> ( <del>1</del> )
	҈額	(i ) (i ) (i ) (i		目的に優れているのがいる。	要性 非出ガン 環境性 生能に個	くによ 生能に 憂れた	普及 る大 優 自動	を推進気汚染た自動車に対	生問題や対し税制	気汚染 燃料消 期普及  上のイ	きの防止 3費に伴いを図る	きう CO2 ことか	2 の排 が必要	出によ 不可欠	る地であっ	図る。 球温暖( る。	<b>七</b> 問題	引こ的研	在に対
要望	望す はない	(i ) (i ) (i ) (i	牧 1 環 2 自すの善 1 環 2 動るた及 び 施車ためび 地	目的に優れているのがいる。	要性 非出ガン 環境性 生能に個	くによ 生能に 憂れた	普及 る大 優 自動	を推進気汚染た自動車に対	生問題や対し税制	気汚染 燃料消 期普及  上のイ	きの防止 3費に伴いを図る	きう CO2 ことか アティフ	2 の排 が必要	出によ 不可欠	る地 であ の 普	図る。 球温暖( る。	<b>七</b> 問題	引こ的研	在に対

	政策体系におけ る政策目的の位 置付け		施策 1. 地球温暖化対策の推進 目標 1 - 2 国内における温室効果ガスの排出抑制施策 3. 大気・水・土壌環境等の保全 目標 3 - 1 大気環境の保全
<b>心理性</b>		策の 成目標	〇日本再興戦略(平成25年6月閣議決定) ・2030年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5割から7割とする。 〇自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針(自動車N0x・PM法に基づく閣議決定) ・対策地域において、平成32年度までにN02及びSPMに係る大気環境基準を確保。 ・平成27年度までに、全ての監視測定局におけるN02及びSPMに係る大気環境基準を達成。 〇地球温暖化対策基本法案(平成22年3月12日閣議決定) (交通に係る温室効果ガスの排出の抑制) 第18条 国は交通に係る温室効果ガスの排出の抑制を図るため、自動車からの温室効果ガスの排出の抑制に資する自動車の適正な使用の促進及び道路交通の円滑化の推進、鉄道及び船舶による貨物輸送への転換等の貨物流通の効率化の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進その他の必要な施策を講ずるものとする。
		税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	
		同上の期間中 の達成目標	
	政策目標の 達成状況		いわゆるエコカ一減税等により、環境性能に優れた自動車の普及は進みつつあるものの、平成23年度における新車販売に占める次世代自動車の割合は16%であり、日本再興戦略等の達成に向け、更なる普及促進を図る必要がある。 また、平成23年度大気環境基準達成率(自動車NOx・PM法対策地域内の自動車排出ガス測定局)は、NO2が99.1%、SPMが75.6%となっているが、自動車交通量の多い一部の地区において、長期間にわたりNO2の大気環境基準が達成されていない状況にあるほか、SPMについても安定的・継続的に大気環境基準を確保することが求められている状況にある。
		望の措置の 用見込み	
有効性	効 (	望の措置の 果見込み 手段としての 効性)	環境性能に優れた自動車に対し税制上のインセンティブを与えることにより、環境性能に優れた自動車の普及を一層促進する効果が期待できる。環境性能に優れた自動車の普及により、自動車からの NOx・PM 排出量の大幅な削減とそれに伴う大気環境の改善が期待できるとともに、CO2 削減効果も大きく、地球温暖化防止にも資するものであることから、本要望事項は有効である。
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置		〇国税 ・環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税の特例
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額		
		上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	
	要望の措置の 妥当性		環境性能に優れた自動車に対し税制上のインセンティブを与えることで、広く国民に対して効率的に、環境性能に優れた自動車の普及を一層促進するとともに、自動車からの大気汚染物質等の排出量削減による NO2、SPM の大気環境基準の確保や CO2 削減効果による地球温暖化防止を推進することが可能である。
		ページ	5—2

税負担軽減措	置等の	_
適用実績		
「地方税に		
│ │ 税負担軽減 │ │ の適用状況		
する報告書		
おける適用		
税負担軽減措	置等の適	_
用による効果		
しての有効性	)	
前回要望時の		
前回要望時か		
度及び目標に   ない場合の理		
ない場合の理	<u> </u>	┃ (自動車取得税(エコカー減税))
		・平成 21 年度に制度創設。
		・平成22年度税制改正において、一定の環境性能を有する車両総重量2.5トン超3.5トン以下
		のトラック・バスを軽減対象に追加。
		・平成24年度税制改正において、燃費基準等の要件を引き上げた上で延長。
		(自動車税)
		- 平成13年(元) - 平成13年度に制度創設。
		O 税率をおおむね50%軽課: 電気自動車・天然ガス自動車・メタノール自動車・旧☆☆
		☆かつ燃費基準達成車
		O 税率をおおむね 25%軽課: 旧☆☆かつ燃費基準達成車
		O 税率をおおむね 13%軽課: 旧☆かつ燃費基準達成車 O 税率をおおむね 10%素課: 11 伝報のディーギル東 12 伝報のギンリン東 (低います
		○ 税率をおおむね 10%重課: 11 年超のディーゼル車・13 年超のガソリン車(低公害車、 一般乗合バスは適用対象外)
		・ 平成15年度に、軽課の内容を次のように変更。
		〇 税率をおおむね 50%軽課: 電気自動車(燃料電池自動車を含む)・天然ガス自動車・
		メタノール自動車・旧☆☆☆かつ燃費基準達成車(LPG 自動車を含む)
- to 士一の王	<del>∤</del> ⊟∿⊽ ∿ <del>±</del>	・ 平成 16 年度に、軽課の内容を次のように変更。
これまでの要: 	<b>望</b> 栓解	<ul><li>○ 税率をおおむね 50%軽課: 電気自動車(燃料電池自動車を含む)・天然ガス自動車・</li><li>メタノール自動車・☆☆☆☆かつ燃費基準+5%達成車(LPG 自動車を含む)</li></ul>
		○ 税率をおおむね 25%軽課: ☆☆☆☆かつ燃費基準達成車 (LPG 自動車を含む)・☆☆☆
		かつ燃費基準+5%達成車(LPG 自動車を含む)
		・ 平成 18 年度に、軽課の内容を次のように変更。
		〇 税率をおおむね 50%軽課: 電気自動車 (燃料電池自動車を含む)・天然ガス自動車・
		メタノール自動車・☆☆☆☆かつ燃費基準+20%達成車(LPG 自動車を含む) ○ 税率をおおむね 25%軽課: ☆☆☆☆かつ燃費基準+10%達成車(LPG 自動車を含む)
		<ul> <li>・ 平成20年度に、軽課の内容を次のように変更。</li> </ul>
		〇 税率をおおむね50%軽課: 電気自動車(燃料電池自動車を含む)・天然ガス自動車
		(GWW3.5t 以下は☆☆☆☆車、GWW3.5t 超は重量車☆車)・☆☆☆☆車かつ燃費基準+25%
		達成車
		<ul><li>○ 税率をおおむね 25%軽課:☆☆☆☆車かつ燃費基準+15%達成車</li><li>※ 各基準を満たすハイブリッド自動車も軽課対象</li></ul>
		- 平成22年度に、軽課の内容を次のように変更。
		〇 税率をおおむね50%軽課: 電気自動車(燃料電池自動車を含む)・天然ガス自動車
		(GVW3.5t 以下は☆☆☆☆車、GVW3.5t 超は重量車☆車)・プラグインハイブリッド自動車・
		☆☆☆☆車かつ燃費基準+25%達成車
		- 平成24年度に、燃費基準等の要件を引き上げた上で延長。
	ページ	5—3